

自動車騒音に係る交通規制の実施要領について（例規）

〔最終改正 平成12.12.15 例規務第30号〕

〔京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて〕

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に基づく区域の区分等を定める告示（昭和51年京都府告示第480号）が昭和51年9月1日から施行されたことに伴い、この度、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項及び騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第4条第4号の規定に基づき市町長が公安委員会に対して行う自動車騒音（以下「騒音」という。）に係る交通規制の措置要請の手続等について、府衛生部と協議を行い、当該措置要請に基づく交通規制の実施要領について下記のように定めたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 騒音に係る通知の受理

警察署長（以下「署長」という。）は、市町長から次の通知を受理したときは、速やかに当該通知の内容を交通規制課長を經由して電話報告するとともに、それぞれ次に定める措置を講ずること。

(1) 騒音の苦情に関する通知

騒音についての住民の苦情に関する通知を受理したときは、当該苦情の内容、騒音が発生する道路及びその周辺の道路における交通状況のは握に努め騒音低減に必要な対策について検討すること。

(2) 騒音の測定に関する通知

騒音の測定を実施する旨の通知を受理した場合において、交通規制上必要があると認めるときは、当該測定の日時、場所、方法等について意見を述べるとともに、当該測定が行われる道路及びその周辺道路の交通状況のは握に努めること。

(3) 騒音の測定結果に関する通知

騒音の測定結果に関する通知を受理した場合において、当該騒音が騒音規制法17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和46年総理府、厚生省令第3号）に規定する要請基準（以下「要請基準」という。）を超え当該市町長から交通規制の措置要請を受けると認められるときは、あらかじめ必要な交通規制の内容等について検討しておくこと。

2 関係機関との騒音低減対策の事前協議

市町長が、公安委員会に対し交通規制の措置要請を行うときは、事前に関係機関と騒音低減対策処理方策について協議を行うこととなっているので、署長は、その場において騒音を低減するための対策を十分検討するとともに、次の措置を講ずること。

(1) 道路管理者等他の機関の行うべき有効な対策があると認めるときはその実施を積極的に要望し、交通規制に過大な期待を持たせないこと。

(2) 関係機関に対し、交通規制の実施について必要な資料の提供を求めること。

(3) 交通規制の措置要請は、別記様式の要請書（以下「要請書」という。）により行うこととなっているので、市町長に対し、あらかじめ要請書を示しておくこと。

3 要請書の受理

- (1) 要請書は、騒音発生場所を管轄する警察署（騒音発生場所が2以上の警察署の管轄区域にわたるときは、主な騒音発生場所又は苦情申立人の住居を管轄する警察署）において受理すること。
- (2) 署長は、要請書の受理に当たっては、その記載事項に誤り及び漏れのないことを確認すること。
- (3) 署長は、要請書を受理したときは、速やかに交通規制課長を経由してその旨を電話報告するとともに当該要請書を送付し、その写しを保管すること。

4 交通規制の検討

署長は、要請書を受理したときは、交通規制の要否について検討すること。この場合、交通規制課長と緊密な連絡をとること。

5 交通規制の上申等

- (1) 署長は、交通規制の必要があると認めるときは、交通規制に関する上申要領について（昭和36.11.7：6京交一第1521号）の例規通達に基づき交通規制の上申を行うこと。
なお、交通規制上申書は、右上欄外に「公害」と朱書すること。
- (2) 署長は、交通規制の必要がないと認めるとき、又は交通規制の実施が困難なときは、その理由を付して、交通規制課長を経由して書面報告すること。

6 市町長に対する通知

署長は、交通規制の措置要請に係る公安委員会の意思決定の内容及び理由を当該要請を行った市町長に書面通知すること。この場合、交通規制課長と緊密な連絡をとること。

7 交通規制の効果の確認等

署長は、実施した交通規制の効果の測定結果又は交通規制を実施しなかったことによる住民の反響等について市町長から通知があったときは、その確認を行い、速やかに当該通知の内容を交通規制課長を経由して書面報告するとともに、必要により適切な措置を講ずること。

（様式省略）

